

草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針（案）

1. 総合戦略策定の趣旨

国においては、2008年に始まった人口減少は今後加速度的に進むという認識のもと、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本的な視点として、国民の希望の実現に全力を注ぐため、平成26年12月27日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定されました。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」は、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識共有を求めつつ、目指すべき将来の方向性を提示するものであり、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国民の希望をかなえ、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指すため、「しごと」と「ひと」の好循環に向けた施策を示すものとなっています。

本市においても、人口の現状および将来の見通しを推計したうえで、近い将来訪れる人口減少局面に対応するとともに、本市がさらに魅力的で、持続可能なまちであり続けるための取り組みを推進していくため、まち・ひと・しごと創生法第10条に市町村の努力義務として規定されている、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画である「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度中に策定するものです。

2. 総合戦略の位置付けと計画期間

(1) 草津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに先立ち、総合戦略に掲げる施策の根幹である人口の現状分析と将来展望を行います。

人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンと同じく、平成72（2060）年までとします。

(2) 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市政運営の最上位計画である総合計画の推進に資する個別計画として位置付けます。

草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、草津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口の現状と将来の展望を踏まえて策定するものとします。また、総合戦略には草津市まち・ひと・しごと創生に特化した施策等を示すものとしますが、総合計画の考え方と整合を図るものとします。

なお、総合戦略の計画期間は平成27年度から平成31年度までとします。

3 策定の視点

(1) 住民や関係団体等の参画と情報提供による課題等の共有

まち・ひと・しごと創生の推進にあたっては、住民や関係団体、民間事業者等の参画・協力が重要となります。策定の過程から住民や関係団体等の参画を求めるとともに、策定過程を積極的に情報公開することで、本市の現状や課題について住民や関係団体等に共通認識いただき、本市の施策への理解を深めていただくものとします。

(2) 起草作業について

総合戦略の起草にあたっては、国・県の総合戦略を勘案するとともに、公募市民や学識経験者のほか、産業、金融、自治組織の代表等で構成する市長の附属機関である草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に諮問することで、幅広い関係者の意見が反映されるものとします。

また、市内に存する大学等の知見活用や、全庁的な検討組織による現状分析等を通して、本市の実情に沿った、現実的かつ着実なまち・ひと・しごと創生に繋がる施策を設けることとします。

(3) 数値目標の設定による進捗管理について

総合戦略に位置付ける取り組みに対しては、計画期末である5年後（平成31年度）までの目標を設定することで、取り組みの進捗状況を管理するとともに、状況に応じた総合戦略の改訂のための検討を行う材料とします。

4 策定体制等

(1) 審議体制

草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

公募市民、学識経験者や関係団体等など10名以内で構成する「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を市長の附属機関として設置し、総合戦略案の策定に向けて総合的な見地から審議いただき、市長の諮問に対して答申をいただきます。

(2) 庁内検討体制

草津市まち・ひと・しごと創生本部会議

①本部会議（本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：部長会議構成員）

まち・ひと・しごと創生に関する情報収集・情報共有を行うとともに、総合戦略に位置付ける施策の立案・実施に関する検討を行います。

②幹事会（総括副本部長会議構成員）

総合戦略策定に向けた取り組みにおいて、各部局の横断的な調整や検討を行います。

③関係所属会議

必要に応じて関係所属による会議を設け、庁内横断的な連携を図ることとします。

(3) 議会との協議、報告

総合戦略策定に向けては、必要に応じて議会と協議を行うとともに、策定経過等を報告します。

5 策定スケジュール（予定）

平成27年	5月	策定方針の決定
平成27年	5月	審議会への諮問
平成27年	7月	人口ビジョンとりまとめ
平成27年	10月	審議会からの答申、総合戦略（案）策定
平成27年	11月	パブリックコメントの実施（平成27年12月まで）
平成28年	3月	総合戦略策定